

佐賀大学教養教育科目履修細則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、佐賀大学教養教育科目履修規程(平成16年4月1日制定。以下「履修規程」という。)第4条の規定に基づき、教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(大学入門科目)

第2条 大学入門科目の授業科目、単位数及び履修時期については、学部の定めるところによる。

(共通基礎教育科目)

第3条 共通基礎教育科目の授業科目及び単位数は、別表 のとおりとする。

(外国語科目)

第4条 外国語科目の授業科目及び単位数は、別表 のとおりとする。

2 外国語科目は、2年次までの各年次に2単位を修得するものとする。

3 前各項の規定にかかわらず、学部又は学科若しくは課程(以下「学部等」という。)において履修すべき授業科目、修得すべき単位数及び各年次に修得できる単位数を指定することがある。

(健康・スポーツ科目)

第5条 健康・スポーツ科目は、1年次に講義又は演習のいずれか2単位及び実習2単位を修得するものとする。ただし、学部等によっては、履修を要しないことがある。

(情報処理科目)

第6条 情報処理科目は、講義2単位、演習 及び演習 各1単位を修得するものとする。ただし、学部等においては、修得すべき単位数を指定することがある。

(主題科目)

第7条 主題科目は、次の分野をもって構成する。

分野別主題科目

- (1) 文化と芸術分野
- (2) 思想と歴史分野
- (3) 現代社会の構造分野
- (4) 人間環境と健康分野
- (5) 数理と自然分野
- (6) 科学技術と生産分野

共通主題科目

- (1) 地域と文明分野
- (2) 各分野に、副主題及び副主題を構成するコア授業を置き、副主題とは別に個別授業を開設する。
- 3 分野ごと、あるいは複数の分野にわたる総合型授業を開設することがある。
- 4 学生は、履修規程別表に掲げる所定の主題科目の単位を、いずれかの学期に修得するものとする。
- 5 学生(医学部の学生を除く。)は、1年次後学期の始めに、分野別主題科目の一つの

分野を選んで登録し、前項に規定する所定の単位のうち、登録した主題分野から、登録前に修得した単位を含め、少なくとも8単位を修得しなければならない。また、共通主題科目の単位は、2単位を限度として、登録した主題分野における単位に含めることができる。

6 登録の変更は、届出の上、2年次の各学期の始めに行うことができる。

7 3年次に転入学、編入学又は再入学した者については、主題分野の登録を必要としない。

第8条 主題科目の構成及び単位数は、別表 のとおりとする。

(授業科目等の特例)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を別表 及び別表 のとおり開設する。

(授業クラスの指定)

第10条 共通基礎教育科目については、授業クラスを指定することがある。

2 指定されたクラス以外のクラスで履修しようとする場合は、あらかじめ所定の指定外履修願を提出しなければならない。

(単位の授与)

第11条 各授業科目の単位は、学期ごとに与える。ただし、特に指定する授業科目の単位は、学年ごとに与える。

(追試験)

第12条 やむを得ない理由によって定期試験を受験できなかった授業科目について、追試験を行う。

(再試験)

第13条 不合格と判定された授業科目について、再試験を行うことがある。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、教養教育科目の履修に関し必要な事項は、運営機構協議会の議を経て、運営機構長が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日改正)

1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成17年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表

区 分	授 業 科 目	単位数	備 考
外国語科目	英語	1	前学期・後学期各 1 単位又は 2 単位
	ドイツ語 a	1	a は前学期，b 後学期
	ドイツ語 b	1	
	ドイツ語 a	1	
	ドイツ語 b	1	
	フランス語 a	1	
	フランス語 b	1	
	フランス語 a	1	
	フランス語 b	1	
	中国語 a	1	
	中国語 b	1	
	中国語 a	1	
	中国語 b	1	
	朝鮮語 a	1	
朝鮮語 b	1		
朝鮮語 a	1		
朝鮮語 b	1		
健康・スポーツ科目	日本語	1	外国人留学生のための科目
	日本語	1	
健康・スポーツ科目	スポーツ科学講義	2	前学期・後学期各 1 単位
	スポーツ科学演習	2	
	健康科学講義	2	
	健康科学演習	2	
	スポーツ実習	1	
情報処理科目	情報基礎概論	2	
	情報基礎演習	1	
	情報基礎演習	1	

備考 1 外国人留学生が外国語科目を履修する場合は，次に定めるところによる。

- (1) 母国語を選択しないこと。
- (2) 修得した日本語の単位は，外国語科目の単位に振り替えることができる。

備考 2 別に定める「海外語学研修プログラムにおける教養教育科目（外国語科目）の単位認定要項」に基づいて実施された海外語学研修で修得した単位は，履修規程別表（第 3 条関係）に掲げる外国語科目の単位数として含めることができる。

別表（第8条関係）

主題科目の構成及び単位数

分野別主題科目

分野	副主題	授業の区分	単位数
1 文化と芸術分野	言語とコミュニケーション	コア授業	各2
	文学の世界	コア授業	各2
	芸術と創造	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2
2 思想と歴史分野	人間・社会と思想	コア授業	各2
	歴史と異文化理解	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2
3 現代社会の構造分野	現代の国際社会と環境	コア授業	各2
	現代の政治	コア授業	各2
	現代の経済	コア授業	各2
	現代の日本社会	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2
4 人間環境と健康分野	生活と健康	コア授業	各2
	心とからだ	コア授業	各2
	発達と環境	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2
5 数理と自然分野	数理の世界	コア授業	各2
	物質の科学	コア授業	各2
	身のまわりの科学	コア授業	各2
	自然と生命	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2
6 科学技術と生産分野	技術と歴史	コア授業	各2
	資源のエネルギー	コア授業	各2
	ハイテクノロジーと生産	コア授業	各2
	生産と環境	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2

共通主題科目

分野	副主題	授業の区分	単位数
1 地域と文明分野	地域とくらし	コア授業	各2
	佐賀の文化	コア授業	各2
		個別授業	各2
		総合型授業	各2

- 備考 1 コア授業，個別授業及び総合型授業の授業科目は，別に定める。
- 2 九州地区国立大学間合宿共同授業で修得した授業科目の単位は，本学における授業科目の履修により修得したものとみなし，履修規程別表（第3条関係）に掲げる主題科目の単位数として含めることができる。
- 3 主題科目の中の実験・実習科目については，毎週180分（2コマ）15週の授業で2単位又は毎週90分（1コマ）15週の授業で1単位として開講する。

別表（第9条関係）

外国人留学生のための授業科目及び単位数表

授業科目	単位
日本事情	2
日本事情	2
日本事情	2

- 備考 1 上記の授業科目について修得した単位は，履修規程別表（第3条関係）に掲げる主題科目の単位数として含めることができる。
- 2 上記の3科目6単位を修得したときは，この細則第7条第5項により登録した主題分野について修得すべき8単位のうちの6単位に振り替えることができる。ただし，残余の2単位は，登録した主題分野から修得しなければならない。